

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 30 日

一般社団法人 日本化学工業協会
一般社団法人 日本化学品輸出入協会 御中

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課

特定麻薬向精神薬原料の疑わしい取引の届出に係る留意点等について

麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）に基づく麻薬向精神薬原料の取扱いと管理につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

特定麻薬向精神薬原料につきましては、「特定麻薬向精神薬原料に係る管理の強化について」（令和 7 年 6 月 30 日付け医薬監麻発 0630 第 8 号厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知）及び「特定麻薬向精神薬原料に係る管理の強化について」（令和 7 年 6 月 30 日付け医薬監麻発 0630 第 9 号厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知）により、各都道府県及び各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)に対し、その指導の強化について依頼をしたところです。

今般、特定麻薬向精神薬原料のうち、欧米諸国をはじめ世界的に乱用が問題となっているフェンタニルの原料となる物質の更なる管理の強化のため、疑わしい取引の届出に関し、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者及び特定麻薬等原料卸小売業者が留意すべき事項を別紙のとおりまとめました。

引き続き不正取引の防止のため、貴会会員に対し、別紙の留意事項並びに特定麻薬向精神薬原料の管理の徹底及び疑わしい取引の積極的な届出の実施について、周知方よろしく申し上げます。

特定麻薬向精神薬原料の疑わしい取引の届出に係る留意点

麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 50 条の 33 第 2 項に規定する「疑わしい取引」に関し、4-AP、ANPP、1-boc-4-AP、1-boc-4-piperidone、4-piperidone、Norfentanyl、NPP の取引において、次のような顧客又は具体的な状況が発生した場合には、積極的に疑わしい取引の届出を行うこと（なお、これらの場合以外においても、疑わしいと考えられる取引については、積極的に届出をされたい。）。

第 1 取引相手に着目した事例

- ① 事業経歴に関する情報が全くない又はほとんどない顧客
- ② 名刺の提示等により会社名・個人名を申し出るものの、住所、連絡先、業務内容等が曖昧で信頼性に乏しい顧客
- ③ 複数の会社・個人を介した取引であることを申し出るものの、本来の業務内容を十分把握しておらず、依頼人に関する情報や購入目的が曖昧な顧客
- ④ 不自然な貿易関係の会社を名乗り、取引を申し出る顧客
- ⑤ 海外へ輸出することを強調し、単なる仲介者であることを申し出る顧客
- ⑥ 通常の取引に必要な書面の提出を拒む顧客
- ⑦ 質問に対する返答が曖昧で、麻薬等原料の取扱いや事業の基本的知識に欠ける顧客
- ⑧ 不審な点が多いことを理由に事業者側から取引を拒否し、又は商談の途中で不自然に取引の中止を申し出た顧客

第 2 取引内容に着目した事例

- ① 新規の取引で、大量の注文（トン単位）がある場合
- ② 現金取引など、一般企業としての手続を経ないような支払い方法で取

引を申し出る場合

- ③ 企業・個人の業種からみて、使用用途が逸脱していることが懸念される場合
- ④ 使用用途と比較し、注文する量が著しく多いと判断される場合

第3 搬送等に着目した事例

- ① 大量の注文であっても、ドラム缶（200L）単位ではなく、小分け（20L 単位）した状態での搬送を要求する場合
- ② 搬送先が稼働していない会社の倉庫や個人宅の庭先等であり、取引会社との関連性が不明な場合
- ③ 搬送の手段や搬送先を度々変更する場合
- ④ 通常とは異なる表示や荷造りを要求する場合